

東京医療保健大学職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、東京医療保健大学就業規則に基づき東京医療保健大学（以下「本学」という。）の職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する社会の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本学に対する社会からの信頼の確保を図ることを目的とする。

(倫理行動基準)

第2条 職員は、本学の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について一部のものに対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令及び本学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、本学の発展・充実を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、本学以外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(事業者等)

第3条 この規程において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

- 2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第4条 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 物品購入等の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等。
- (2) 共同研究及び受託研究の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等。
- (3) 入学試験における合格者の決定に係る事務 大学への入学を志願する者及びその関係者。
- (4) 学生等の懲戒処分決定に係る事務 当該懲戒処分の対象となる学生等。
- (5) 職員として採用する者の決定に係る事務 大学に職員として採用を希望する者及びその関係者。

(禁止行為)

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花、その他これに類するものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (5) その他、禁止行為に該当すると判断されること。

(禁止行為の例外)

- 第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。
- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理管理者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供
応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて応接待又は財
産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品、不動産の購入若しくは借受け又は役務の受
領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの
行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払
わせてはならない。

(倫理監督者及び倫理管理者)

第8条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、大学に倫理監督者及び倫理
管理者を置く。

2 倫理監督者は、学長とする。

3 倫理管理者は、総務人事部長とする。

(倫理管理者への相談)

第9条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを
判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第
1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合
には、倫理管理者に相談するものとする。

(倫理監督者の責務)

第10条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責
務を有する。

(1) 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(2) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

(3) 職員がこの規程に違反する行為について倫理管理者その他の適切な機
関に通知したことを理由として、当該通知をした職員が不利益な取扱
いを受けないよう配慮すること。

(4) 研究その他の施策により、職員の倫理観の醸成及び保持に努めること。

(倫理管理者の責務)

第11条 倫理管理者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責
務を有する。

(1) 職員からの第6条第2項又は第9条の相談に応じ、必要な指導及び助
言を行うこと。

(2) 職員が特定の者と社会の疑惑や不信を招くような関係を持つことがな
いかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理
の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第12条 職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、倫理監督者は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

(その他)

第13条 倫理監査者は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月21日から施行する。